

『デジタルコンテンツアセッサ入門』
修正箇所一覧

2021. 11

頁	行番号など	誤	正
ix	9 行目	3.2.1. 青少年インターネット環境整備法にあげられる関係者	3.2.3. 青少年インターネット環境整備法にあげられる関係者
11	図 1-2	遵守	遵守
41	項番	3.2.1. 青少年インターネット環境整備法にあげられる関係者	3.2.3. 青少年インターネット環境整備法にあげられる関係者
45	8 行目	努めなければ」ならない	努めなければならぬ
60	10 行目	一般社団法人モバイル・コンテンツ審査・運用監視機構	一般社団法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構
60	図 4-12 のタイトル	一般社団法人モバイル・コンテンツ審査・運用監視機構	一般社団法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構
67	注 1	ケーブル	ケーブル
69	注 5	ケーブル	ケーブル
79	12 行目	公益性や公益目的	公共性や公益目的
83	16 行目	直接適用されない	適用されない
83	22 行目	児童ポルノ提供罪・公然陳列罪	児童ポルノ提供罪
83	23 行目	わいせつ物公然陳列等罪	わいせつ物頒布等の罪
84	参考文献	曾我部真裕ほか『情報法概論』	曾我部真裕ほか『情報法概説』
89	図 7-1	著作権②（著作権の権利）	著作権②（著作者の権利）
93	5 行目	（著 36 条）	（著 37 条）
95	11 行目	分離すること	分離すること
99	11 行目	みだりに利用される権利	みだりに利用されない権利
106	7 行目	改正法分布	改正法公布
110	15 行目	（ただし、4 項がその例外を定める）	（18 条 3 項。ただし、4 項がその例外を定める）
111	6 行目	委託先の監督義務があること（22 条）は前述のとおりである。	委託先の監督義務がある（22 条）。
111	29 行目	緩和されている。	緩和されている（ただし、要配慮個人情報についてはここに述べる緩和は認められない）。
112	1 行目	認めていけば、本人の事前同意は不要となる。もっとも、2015 年改正では規制が強化されている。	認め、③個人情報保護委員会への届け出を行っていれば、本人の事前同意は不要となる。
112	5 行目	23 条 2 項に基づけば	23 条 2 項に基づく措置を取れば
112	9 行目	第三者提供に係る記録の作成、確認等	第三者提供に係る記録の作成（25 条）、確認（26 条）等
114	8 行目	また、これまでの主務大臣による監督の余地も一部残されている（新 44 条）	（削除）
116	8 行目	違法性阻却事由がある	違法性阻却事由がある
136	図 10-1 原則	法含的	包含的
150	17 行目	携帯ヘフィルタリングを導入する義務	携帯電話を購入する際に年齢を正しく申告する義務
150	20 行目	安心安全ネットづくり促進協議会	安心ネットづくり促進協議会（安心協） ¹²
150	11.2.4. の 1 行目	安心ネットづくり促進協議会（安心協） ¹²	安心協
158	17 行目	青少年が利用する可能性のあるコンテンツを提供している特定サーバー管理者	特定サーバー管理者
176	注 1	15 歳未満	18 歳未満
188	6 行目	架空電子メールアドレスをそのあて先とする電子メール又は送信者情報を偽った電子メール	送信者情報を偽った電子メール又は架空電子メールアドレスをそのあて先とする電子メール
192	16 行目	携帯電話・PHS 事業者	携帯電話インターネット接続役員提供事業者
227	問 7 の問題文	電気通信事業法	プロバイダ責任制限法
227	問 9 の選択肢ア	インターネットへ接続した	権利者に無断でインターネットに接続した

※この一覧に関するお問い合わせは、一般社団法人インターネットコンテンツ審査監視機構（03-6277-3895）まで

※この一覧は、記載内容を修正するものです。書籍刊行以降の法律改正や社会情勢の変化等は反映していません